

泉南市人権行政基本方針

泉 南 市

2017（平成29）年8月

2019（令和元）年8月改定

目 次

I. 人権をめぐる状況

1. 国内外の人権尊重の潮流
2. 人権行政とは
3. 泉南市における取組
4. 泉南市の現状（泉南市民人権意識調査の結果より）
5. 取り組むべき主要課題
（1）男女に関わる人権／（2）子どもの人権／（3）高齢者の人権／（4）障害者の人権／（5）部落問題／（6）外国人の人権／（7）さまざまな人権問題

II. 基本理念

III. 人権施策の基本方向

1. 人権意識の高揚を図るための施策
〔視点〕
〔施策の方向〕
 - （1） 人権教育・啓発活動の推進
 - （2） 職員の人権研修の推進
 - （3） 人権教育・啓発活動に取り組む指導者の養成
 - （4） 市民の主体的な人権教育・啓発に関する促進
 - （5） 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実
2. 人権擁護に関する施策
〔視点〕
〔施策の方向〕
 - （1） 市民の主体的な判断・自己実現の支援
 - （2） 人権に関わる総合的な相談窓口の整備と充実
 - （3） 人権救済・保護システムの充実

IV. 人権施策の推進について

1. 人権行政推進のための体制
2. 法務局、大阪府、他市町村、公益法人等との連携
3. 人権に関わる市民団体や企業、学校、NPO 等との連携と協働

I. 人権をめぐる状況

1. 国内外の人権尊重の潮流

国際的な人権に関する動向は、20 世紀における二度にわたる世界大戦において多くの尊い命が奪われるという痛ましい体験をとおして、世界の恒久平和への強い願いから 1948（昭和 23）年第 3 回国連総会において世界人権宣言が採択され、以後、「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などを批准し、国際的な人権保障の確立に向けた取組が進められてきました。また、1994（平成 6）年の第 49 回国連総会において、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」として行動計画を採択し、人権教育世界計画として引き継がれ、全世界的な人権教育の推進・発展を図っています。しかし、民族や宗教の違いなどによる紛争や対立により、依然として多くの問題があります。また他方において、国際標準化機構（ISO）から 2010（平成 22）年に発行された組織の社会的責任の国際規格である ISO26000 では、7 つの原則の一つに「人権の尊重」が、7 つの中核主題の一つに「人権」が組み込まれており、組織や団体の活動においても人権が重要視されています。

わが国における人権問題への取組は、部落差別をなくす運動をはじめ、女性差別や障害者差別、民族差別などをなくしていく運動など、人権問題の当事者が声をあげ、社会に働きかけてきたことが、それぞれの課題についての社会的関心を高め、公的な取組を導いてきました。全般的な取組においては、1997（平成 9）年に「人権教育のための国連 10 年行動計画」が策定され、2000（平成 12）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。個別の人権課題については児童虐待防止法が 2000（平成 12）年、DV 防止法が 2001（平成 13）年、高齢者虐待防止法が 2005（平成 17）年、近年においては女性活躍推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が 2016（平成 28）年に施行されるなど、人権問題に関する法整備がすすめられています。

大阪府では、人権尊重の大切さを示し、府の人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人権が尊重される社会をめざして、1998（平成 10）年「大阪人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。そして、この条例の具体化のために、2001（平成 13）年 3 月には「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、府政推進の基本理念を掲げています。

しかし一方で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、セクシュアル・マイノリティ、ホームレス、HIV 感染者やエイズ患者、ハンセン病回復者やその家族、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、刑を終えて出所した人などの人権に関わる問題は常に生起しています。昨今の排外主義的、民族差別的な主張の広がり、インターネットを通じた深刻な人権侵害、若者の就労問題や貧困の連鎖など、人権の観点から支援や

取組を必要とする課題は、多様な広がりを見せています。

2. 人権行政とは

人権は人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、わが国の憲法においても人権尊重主義が貫かれています。

日本国憲法第 11 条において、「国民は、すべての基本的人権を享有する権利」、また、憲法第 13 条において、「すべての国民は、個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求の権利」、また、憲法第 14 条において、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分などにより差別されない平等の権利」として保障されています。人権行政を推進する観点からの地方自治体の担う役割は、日本国憲法が掲げた平和・人権という基本理念を地域社会に浸透させていくことが行政の責務であり、そのための取組を具体化していくことです。憲法の基本理念である平和・人権尊重、とりわけ基本的人権の尊重は地方自治体にとって最も住民に直結した課題です。

こうした人権尊重の理念の実現を市政の重要課題と位置付け、明るく住みよい地域社会を築くために行政ニーズを的確に把握し、行政と地域社会が一体となって人権啓発活動を展開していくことが重要です。

人権行政は、市政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたるまでの全過程、すなわち行政運営そのものを、人権尊重の視点をもって推進していくことにほかなりません。

3. 泉南市における取組

本市においては、1995（平成 7）年、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、差別のない明るく住みよい泉南市の実現をめざし、「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例（現、泉南市人権尊重のまちづくり条例）」（以下、「泉南市人権条例」という。）を施行しました。この条例の精神に基づき、1998（平成 10）年、「泉南市同和行政基本方針」を、2000（平成 12）年には「人権教育のための国連 10 年」に係る「泉南市行動計画」を策定しました。また、2011（平成 23）年には、「泉南市男女平等参画推進条例」が施行され、2012（平成 24）年 4 月当条例のもと、本市における新しい男女平等参画を推進するため、「第 3 次せんなん男女平等参画プラン」を策定しました。

教育に関しては、1975（昭和 50）年に「泉南市同和教育基本方針」を策定し、同和教育の推進に努め、すべての人々の人権を尊重するためのさまざまな取組を推進してきました。2000（平成 12）年 12 月には、人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を明らかにした「泉南市人権教育基本方針」が策定され、その具体化を図る「泉南市人権教育推進プラン」が 2001（平成 13）年に策定されました。また、2001（平成 13）年 3 月には「泉南市同和行政基本方針」の具体化をめざし「泉南市同和行政推進プラン」を策定し、そのなかの教育分野において、同和教育行政の成果が人権に関するあらゆる

問題の解決につながるよう、人権教育として再構築する必要性を明確にしました。さらに2003（平成15）年、次世代育成支援対策推進法が成立するに伴い、2005（平成17）年4月に基本的視点の一番目に「すべての子どもの人権を保障すること」を謳った「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、それに則り、子どもの育ちにかかわるさまざまな施策を展開しました。また、2012（平成24）年には、子どもにやさしいまちを実現していくために「泉南市子どもの権利に関する条例」を定め、子ども施策の推進に努めています。

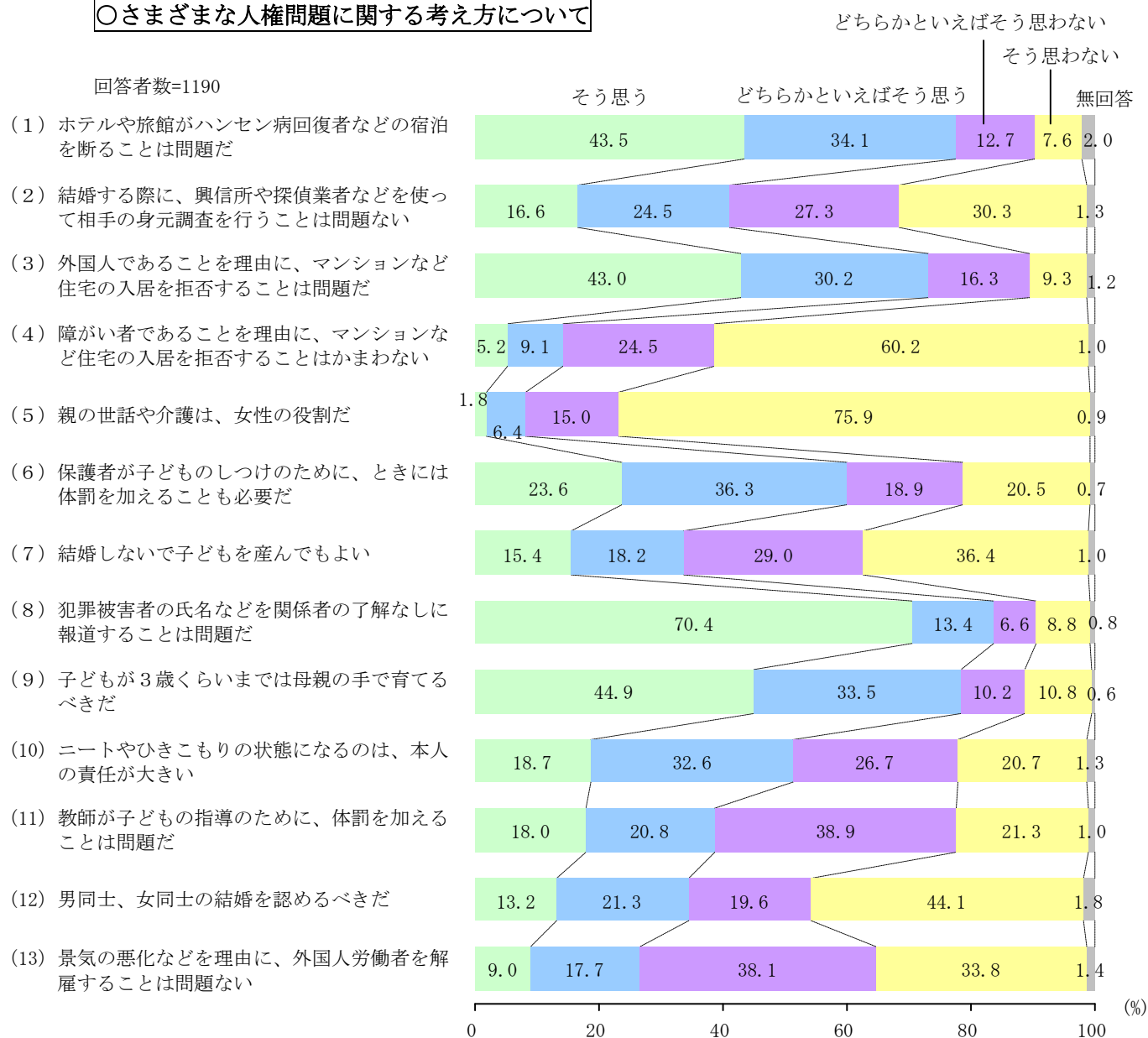
2005（平成17）年、本市の「教育問題審議会」における「学校規模の適正化と施設整備」の審議に関わって、部落差別意識（忌避意識）に基づく反対意見が市民から発せられるという部落差別事象が連続的に生起しました。2006（平成18）年3月に出された教育問題審議答申において、それまでの人権教育基本方針及び人権教育推進プランは抜本的な見直しが求められ、2008（平成20）年に「泉南市人権教育基本方針」、2008（平成20）年に「泉南市人権教育推進プラン」が新たに策定されました。また、1998（平成10）年に設置された「泉南市人権政策推進本部」の中に、「校区再編調整区問題対策部会」を設置し、2011（平成23）年に「調整区解消に係る基本方針」を策定し、「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン」に基づき全庁的に取組を行ってまいりました。（別図①）

人権における課題解消に向けた取組については、行政と地域社会が連携・協働し、市民一人ひとりが主体となって、地域社会に根付いた活動を通じ人々が互いの違いを認め合い、多様性を尊重しながら豊かな人間関係を築き、人権が尊重される社会を創造していくことが重要であるという認識のもとに啓発活動の充実を図ってきました。（別表）

4. 泉南市の現状（泉南市民人権意識調査 2012 の結果より）

○さまざまな人権問題に関する考え方について

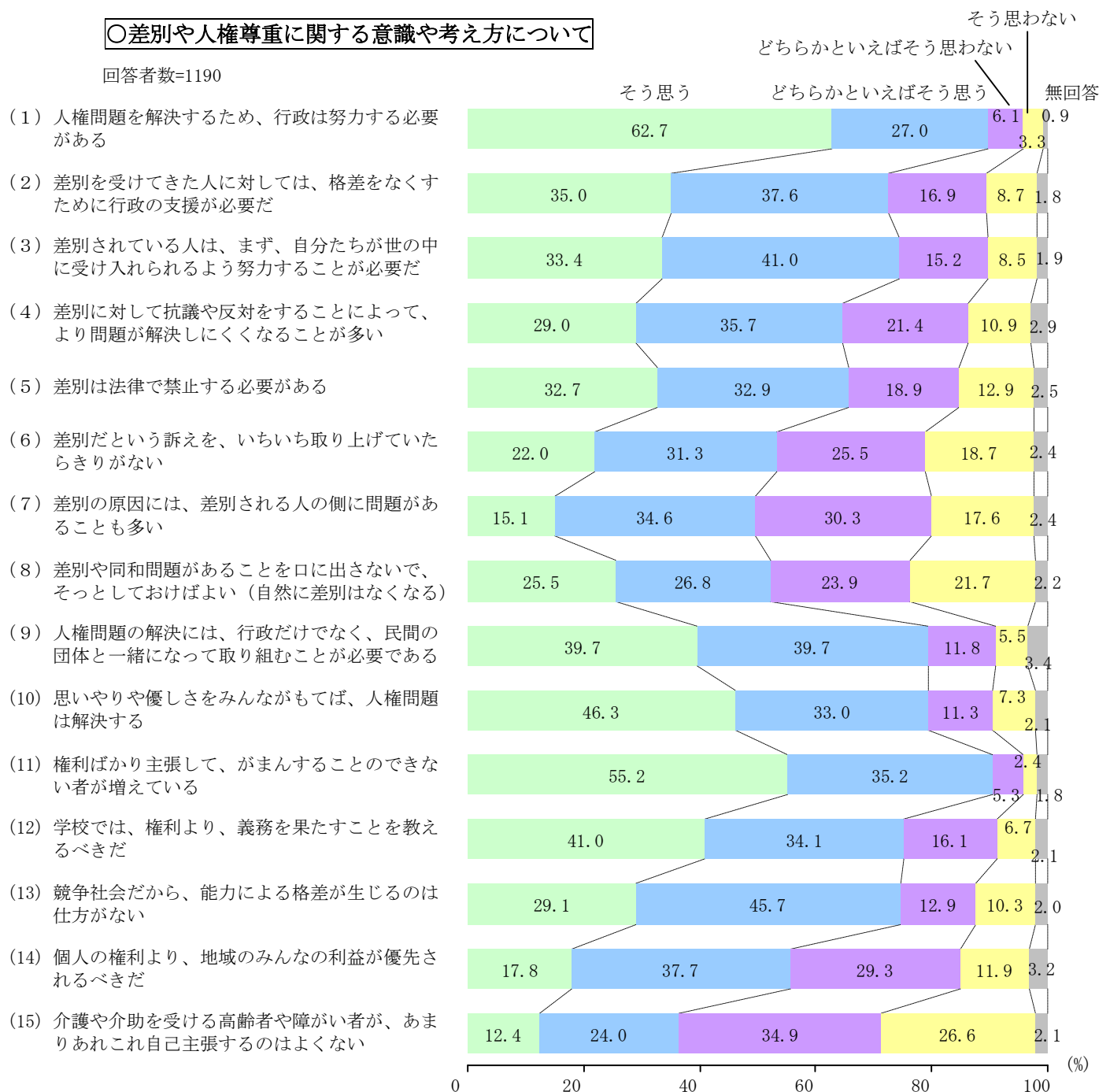
回答者数=1190



- [(5) 親の世話や介護は、女性の役割だ] に対し、「そうは思わない」「どちらかといえばそう思わない」が 90.9%で最も高くなっていますが、[(9) 子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ] に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は 78.4%を占めています。
- (6) (11) 保護者や教師が子どもに体罰を加えることを容認する割合が6割前後を占めています。

○差別や人権尊重に関する意識や考え方について

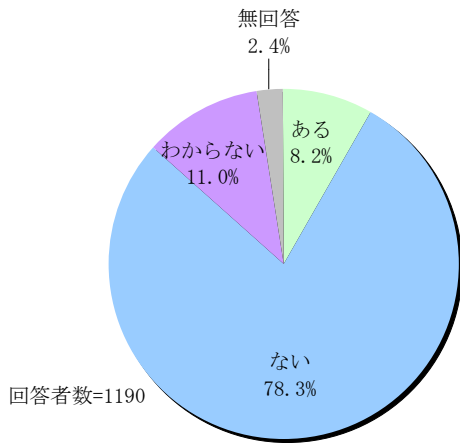
回答者数=1190



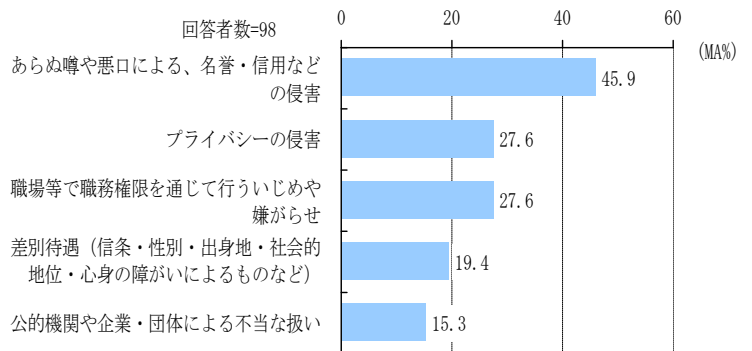
〔(8) 差別や同和問題があることを口に出さしないで、そっとしておけばよい（自然に差別はなくなる）〕について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は 52.3%となっている。

○人権侵害を受けた経験について

(1) 過去5年間に人権侵害を感じたことの有無

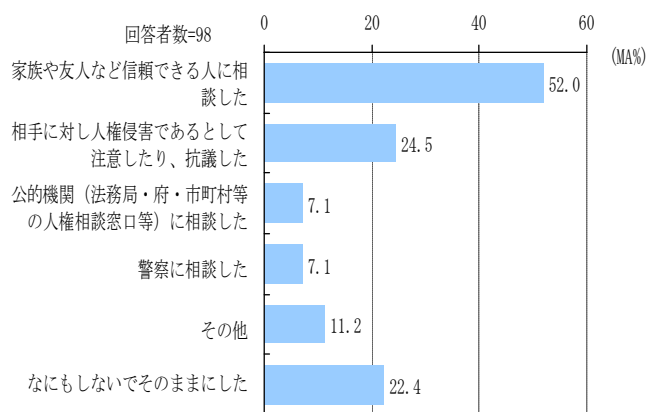


(2) 人権侵害の内容

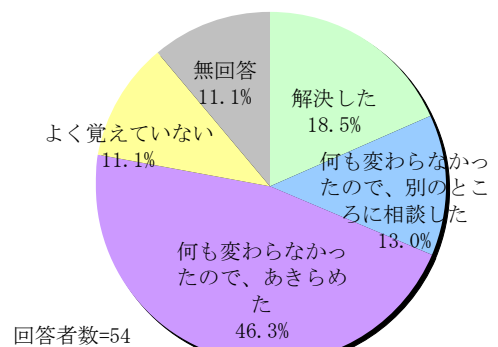


人権侵害の内容は「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」（45.9%）や「プライバシーの侵害」「職場等での職務制限を通じて行ういじめや嫌がらせ」（ともに 27.6%）などが高くなっています。

(3) 人権侵害を受けた時の対応



(4) 対応による解決状況



人権侵害を受けたと感じた際の対応は、「家族や友人など信頼できる人に相談した」が 52.0%で最も高い。公的機関（法務局・府・市町村等の人権相談窓口等）に相談したのは 7.1%となっています。

5. 取り組むべき主要課題

これまでも人権課題に対するさまざまな取組を行ってきましたが、依然として人権が侵害される事例も多く生じており、態様は個人の間で発生する人権侵害のほか公権力やマスメディアによるものもあります。このような中で泉南市民の意識の状況も踏まえ、取組を進めるべき主要な課題としては次に示すようなものがあります。

なお、人権課題については、それぞれに取組を進めるべきものであり、記載の順序が取組の優先順位を表すものではありません。

(1) 男女に関わる人権

本市では、2011（平成 23）年 12 月に「泉南市男女平等参画推進条例」を制定（平成 24 年 4 月施行）し、2012（平成 24）年 4 月、当条例のもと、本市における新しい男女平等参画を推進するため、「第 3 次せんなん男女平等参画プラン」を策定しました。また、同年 12 月に男女平等参画都市を宣言しました。現在これらに基づき、市民、事業者、教育関係者などとの協働のもとで、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女平等の社会の実現をめざしているところです。

しかし、本市が 2012（平成 24）年に実施した市民意識調査の結果において、「子どもが 3 歳ぐらいまでは母親の手で育てるべきだ」に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は合わせて 78.4%となっており、いわゆる三歳児神話が根強いことがわかります。この三歳児神話はまったく根拠がないことが証明されているにもかかわらず、それを信じる市民が多いということは、個人の自立を阻む大きな要因になっています。

また、重大な人権侵害である女性に対する暴力である DV（ドメスティック・バイオレンス）における相談件数も年々増えており、セクシュアル・ハラスメントなどさまざまな形態で存在し、家庭や地域、職場及び学校等あらゆる状況下で起こっているにもかかわらず、潜在化する傾向にあるとともに、社会の理解も不十分で個人の問題とされがちです。DV やセクシュアル・ハラスメントが決して個人的な問題などではなく、重大な人権侵害事象であることを啓発していきます。

(2) 子どもの人権

子どもの人権問題は、社会経済状況や家族形態の変化等により、多様化、複雑化する傾向にあり、子どもに対する虐待の増加、学校における暴力行為やいじめ、自殺、不登校の問題等、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。

本市では、2012（平成 24）年に、「泉南市子どもの権利に関する条例」を策定し、子どもにやさしいまちをめざすために、さまざまな子ども施策の推進に努めています。しかしながら、「第 4 次泉南市子どもの権利条例委員会報告書」によると、「子どもにやさしいまち」をめざす条例に基づく子ども施策が、一般の市民である子どもやおとなた

ちに、見えにくくあまり感じられないという現状があります。よって、これまで以上に周囲のおとなたちの意識を高めていくことや、子どもたちがエンパワメント（※1）できるような支援や、子ども自身が自らの権利を学ぶ人権教育の充実が必要です。

また、子どもの相談・救済の仕組みづくりが課題となっています。子どもたちが安心して自分の悩みを話せる場はどんな場なのかと考えた時、自分の想いや意見が傾聴され、尊重される関係の中で、自己の主体を回復していくところに成り立つと考えます。今後は、相談・救済の仕組みづくり、とりわけオンブズパーソン制度など、子どもための第三者機関の設置も不可欠だと考えます。

※1「力を引き出すこと」を意味し、個々人が本来持っている能力、行動力、自己決定能力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

（３）高齢者の人権

高齢社会が急速に進む中、認知症の人、医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護者、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、経済的に厳しく生活に困窮している高齢者の増加が社会問題となっています。

本市でも2016（平成28）年3月末現在、高齢化率が26.57%となり、国をやや下回ってはいますが、大阪府とほぼ同じ結果となり、高齢化がますます進むうえ、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者はさらに増加することが予測されています。

そのような状況の中で、「WAO（輪を）！SENNAN（忘れてもだいじょうぶ あんしんと おもいやりの町 せんなん）」等の取組を強化するため、2015（平成27）年3月に「泉南市第6期高齢者保健福祉計画」を策定し、さまざまなプロジェクトを立ち上げています。その結果「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」のメッセージは、ゆっくりではありますが着実に地域住民に根付きつつあります。しかし、高齢者を「子ども」扱いするような言葉づかい、態度、しぐさなどによる不当な差別や排除、暴力等、高齢者への虐待は、疑わしき事案も含めて増加の傾向があります。

今後は超高齢社会に対応するために、市民一人ひとりが介護を自らの問題としてとらえ、これまでの対応のみでは課題解決が困難であることを認識し、地域をあげて取組みを進めていくことにより、支えあい、ともに幸せに生きることができる「泉南市らしい地域包括ケアシステム」を築いていく必要があります。

（４）障害者の人権

2013（平成25）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、障害のある人に対する差別の禁止とともに合理的配慮の不提供による差別が規定されました。

このような国の動きを踏まえ、本市においても、2015（平成27）年3月に「ノーマライ

ゼーション」「リハビリテーション」「インクルージョン」の理念を掲げ、障害のある人の多様なニーズを捉えるとともに、障害のある人を取りまく環境を把握するために実施したアンケート調査等を踏まえ、「第4次泉南市障害者計画及び第4期泉南市障害福祉計画」を策定いたしました。障害のある人が住み慣れた地域で家族や近隣の人々とともに、安心して暮らすことができるよう、障害のある人の権利や尊厳が保持され、必要なサービスや支援が整い、その人が望む生活を送ることができる社会の実現をめざしています。しかし、上記計画を策定するにあたってのアンケート結果から、障害者が日常生活において差別や偏見などを感じるかという質問に対して、「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計は、知的障害のある人、精神障害のある人でそれぞれ約5割、身体障害のある人で約3割となっており、ここ3年間で減少はしていません。また、日常生活における街なかでの視線や人間関係、仕事等において特に差別や偏見を感じているという結果が出ています。

今後は、障害のある人が、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障害のある人が社会参加を困難なものとしている社会的な障壁を除去するための様々な支援の充実に向けて、より一層積極的に取組んでいきます。

（５）部落問題

33年に及ぶ国の同和対策事業の実施のもとで、被差別部落の住環境や生活実態は大きく改善されました。また、被差別部落内外の通婚は、1960年代以降、一貫して増加し続けており、周囲からの反対もなく、祝福されて結婚するというケースも多くみられるようになりました。しかし、その一方で、被差別部落出身であることを理由に相手の家族から強い反対を受け、その結婚を諦めざるを得ないという事例もみられ、結婚にかかわる問題が完全に解決されたわけではありません。すなわち、結婚は当事者二人の問題であり、その二人が決めたことは尊重しようとする市民が増えてきたものの、被差別部落出身者に対する強い忌避意識を持ち、被差別部落出身者と深い関係となることを嫌う市民も依然として少なからず存在します。そのことは、2012（平成24）年に実施した「第4回泉南市民人権意識調査」の結果にもあらわれています。住宅を選ぶ際に被差別部落の地域内の物件であっても「まったく気にしない」と回答したのは16.3%でしたが、「避けると思う」という回答は26.5%ありました。

このように、被差別部落に対して忌避意識を持たない市民がいる一方で、忌避意識を持つ市民もいます。土地差別の解決については、2011（平成23）年に策定した「調整区解消に係る基本方針」ならびに「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみ推進プラン」において、差別は社会的に許されないことの意味を明確に示してきました。部落差別の現実を行政が主体的責任において解決することと合わせて、行政と地域社会が共通認識のもとに、差別の現実を主体的に受け止めて、課題解消に向けた取り組みを行うことが重要です。今後、忌避意識を持つ人たちに届く啓発手法を考え、それを実施し

ていくとともに、こうした忌避意識が再生産されない教育に取り組みます。そして、インターネット上での部落問題に関して差別的な書き込みが頻発していますが、こうした差別的な書き込みに迎合することなく、それらを正しく批判できる力を市民が身につける教育・啓発にも取り組みます。

（６）外国人の人権

国際化が進んだことにより、諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、我が国に在留する外国人が増えつつあります。ただし言語、文化、生活習慣、価値観等の違いから、就労に際しての差別、入居・入店拒否問題、嫌がらせや暴力及び差別発言等の問題が顕在化してきています。さらに近年の近隣諸外国との外交関係の悪化等を背景に、相手国やその国民を蔑視するような言説がインターネット等において頻繁にみられる状況となっています。また、主に在日韓国・朝鮮人に対する排除を声高に叫ぶヘイトスピーチ問題は、国連から日本政府に対し繰り返し是正勧告が出され、国内においても社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させると指摘した司法判断が出されるなど、大きな社会問題となっています。

本市でも近年、在日韓国・朝鮮人に対する差別落書きが繰り返し生起しています。また新たな傾向として、近年、長期滞在型の外国籍住民が年々増加しています。在日外国人や長期滞在型の外国人に対する基本的人権を尊重し、人種や民族、宗教、生活習慣の違いなどに起因する差別を解消するために、外国人の文化・習慣に関する理解を一層深め、外国人にも暮らしやすい地域社会をどのように実現するかを考える必要があります。

（７）さまざまな人権問題

①HIV 感染者・ハンセン病回復者等の人権

エイズウイルス（HIV）の感染力は弱く、その感染経路も限定されているため、握手や食事（鍋料理を一緒に食べる）、入浴など、日常生活での HIV 感染者との接触でエイズウイルスに感染することはありません。しかし、エイズという病気について誤解している人は未だに多く、HIV 感染を恐れるあまり、HIV 感染者・エイズ患者を忌避・排除しようとする傾向が強くみられます。そのため、HIV 感染者・エイズ患者は根強い差別のもとで、感染者・患者であることすら名乗れず、社会的に孤立した状態に置かれています。

一方、ハンセン病回復者は、ハンセン病という病気から回復し、すでに感染源となる細菌をもっていないにもかかわらず、いまだに偏見は強く、社会復帰できない状態が続いています。これらの人たちの人権を保障していくためには、これらの病気に対する正しい知識を持つことが大事です。そのためにも、教育・啓発を推し進めます。

②インターネット上の人権問題

携帯電話、スマートフォンなどの急速な普及により、インターネットを通じて情報の

収集や発信などのコミュニケーションの利便性は大きく向上しました。

その一方で、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現をインターネット掲示板に投稿するなど、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。いったん書き込みを行うとその内容がすぐに広まり、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。

また、多くの児童生徒が、自分たちの身近にあるスマートフォンや携帯ゲーム機、タブレットPC、携帯型音楽プレーヤーなど、多様な機器を使いインターネットを利用している現状があり、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれたりする危険性があります。日常的に起こるトラブルでは、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用した書き込みによる「いじめ」や気軽な情報発信が元になる「プライバシーの流出」等があります。さらに「有害サイト」や「架空請求詐欺」等の犯罪に巻き込まれたり、インターネットで知り合った人とトラブルになったりすることもあります。

インターネット上での差別事象・人権侵害や悪質な書き込みを防ぐため、行政、家庭、地域、学校などが一体となり、インターネットの特徴や正しい知識、安全な使い方、利用上のモラルについて知ることが重要となってきました。

③その他の問題

犯罪被害者とその家族、セクシュアル・マイノリティ、ホームレス（野宿生活者）等、人権課題は複雑多岐にわたっており、複合的に現れることもあります。

また、未だに復興のめどがたたず避難を余儀なくされている東日本大震災・原子力発電所事故による福島の人たちに対する差別（風評被害や差別）も人権課題といえます。

Ⅱ. 基本理念

○一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現

○誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

本市は、市民すべてが平和を希求するとともに、互いの存在を尊重し信頼しあい、いかなる差別もなく、一人ひとりが大切にされるまちを築くことをめざしています。そのためには、すべての国民は基本的人権を享有し、法の下において平等であるとする日本国憲法及びすべての人間は生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとする世界人権宣言の精神を基本理念として、さまざまな差別をなくし、人権意識の高揚を図り、すべての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりを推進しなければなりません。

これまで、人権に関わる施策は、教育啓発活動や施設整備などの取組を中心に展開されてきましたが、今後はそれらに加えて、行政が市民による主体的な取組との有機的連携を図ることによって、地域全体の人権文化を豊かなものにしていくことが大切です。

たとえば、障害者の人権問題に取り組む際に、障害者に対する偏見など、意識のバリア（障壁）を取り除くとともに、物理的、制度的なバリアをなくせるようなまちづくりや障害者の自立と社会参加を推進するための制度を整備する必要があります。障害者にとって「バリア」を感じさせないまちは、高齢者をはじめすべての人にとって住みやすいまちとなり、人権文化はそれだけ豊かになるのです。また、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合うことが重要です。

したがって、本市総合計画が目標としている「すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち」を実現していくために、自治体行政が市民の基本的権利を確立し、公共の福祉を実現するための総合的な人権行政の推進役であるという認識に立ち、すべての施策の根底に人権尊重、男女平等参画の視点を盛り込み、新たな総合行政としての人権行政を積極的に推進し、人権侵害をなくし、人権という普遍的文化の創造をめざすことを基本理念とします。

Ⅲ. 人権施策の基本方向

泉南市人権条例に示されている「人権施策」、すなわち「人権意識の高揚を図るための施策」及び「人権擁護に関する施策」を総合的かつ計画的に推進するためには、それぞれの概念、内容を明確にする必要があります。

前述した「基本理念」を踏まえて行うべき人権にかかわる施策の多くは、国、大阪府その他の人権関係団体等と連携を図りながら、泉南市人権尊重のまちづくり審議会等の意見を踏まえて、実施されるものとなっています。

人権という普遍的文化の創造とは、すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、またそのような生き方を可能にするソフト面・ハード面での社会的な環境や条件を整備することです。

したがって、それぞれの人権課題に応じて、効果的に取組を推進するためには、これらの課題に共通する施策を積極的に推進するとともに、課題ごとの取組、とりわけ市民の自立や社会参加を促進するための施策や制度を充実していくことを基本に、人権問題についての実態調査等を通じた実態把握に努めながら、人権行政を推進していくことが必要です。

1. 人権意識の高揚を図るための施策

市民一人ひとりが、人権の意義や価値についての理解を深め、差別意識の解消とすべての人の人権を尊重する態度や行動を身に付けるため、基本理念に基づき人権教育啓発活動を推進するとともに、市民の主体的な活動を促進していきます。

〔視点〕

- ◎市民が、主体的に社会生活を送るうえで、身に付けておくべき基本的な社会のルールとして、互いの尊厳と権利を尊重することの大切さを理解すること。
- ◎市民が、日本国憲法や人権関連諸条約、府内条例や各種方針上の人権の理念や内容を深く理解し、自らの生活や活動の中で具体的に生かす態度や問題解決能力を身に付けること。
- ◎市民が異なる文化・価値観を持った人々との出会いや交流を通じ、豊かな人間関係を結ぶことにより、偏見や無理解をなくし、多様性を認め合う価値観を身に付けること。
- ◎人権意識の高揚を図るための施策は、市民一人ひとりの心の在り方に密接にかかわることから、市民の自主的・自発的な取組を促すことを基本になされるべきであること。
- ◎地域社会や市民団体（NPO等）が、主体的に自己実現をめざす個人の活動の場となり、また、それらの活動が人権意識の高揚に役立つこと。
- ◎市民が身に付けた人権尊重の態度を、日常生活や職場等の活動の場において自ら実践できること。

〔施策の方向〕

（1）人権教育・啓発活動の推進

2008（平成20）年に策定した「泉南市人権教育基本方針」における人権教育の目標は、

人権に関する知識・態度・スキルを獲得することによって、自らの大切さとともに他者の大切さを認め、社会生活のなかで実際に起きるあらゆる差別や人権侵害に対して、その解決に向けて行動し、人権尊重のまちづくりに主体的に参画する市民の育成をめざすこととされています。

今後の人権教育・啓発活動の推進は、これらの目標の達成と、人権教育や人権啓発の成果をより大きくするため、人権に関する学習の機会を学校、家庭、地域、職域などで一層充実させるとともに、従来の知識学習型だけでなく、参加型学習を採り入れながら、人権に関する知識や理解が態度や行動に結びつくような実践的な学習へと転換を図っていきます。

（２）職員の人権研修の推進

行政に携わる職員は、地方自治体の全ての分野において人権に関わりがあり、日本国憲法や国際条約、国際法規などで保障されている基本的人権を尊重し、擁護する義務を負っています。

本市においては、1995（平成 7）年に制定した泉南市人権条例第 2 条において、市の責務として行政に携わる職員は、その職務を通じて基本的人権を守る責務を担っており、地域社会のリーダーとして、市民の人権意識の高揚に努めることを規定しています。また、この泉南市人権条例にあるとおり、あらゆる差別をなくすことは、行政の責務であり、そのために必要な施策を積極的に進めていくための取組を図る観点から、泉南市人権政策推進本部の中に研修部会を設置し、差別の実態や現実から学び、人権問題の解決を図るために人権研修の充実に努めていきます。（別図①）

また、行政に携わる職員は、地域社会における人権啓発活動のリーダーとしての役割を担う立場でもあります。職員一人ひとりが、人権や人権問題について理解するだけにとどまらず、積極的な問題解決への意識を持ち、誰もが職場や地域の中で、身に付けた人権学習の内容を職務遂行と関係づけ、多くの人に浸透させていくことを目的とした人権研修の充実に努めていきます。

（３）人権教育・啓発活動に取り組む指導者の養成

人権教育・啓発活動を効果的に推進するためには、市民が日頃から人権問題について考え、自主的・自発的に取り組むことが重要です。そのためには、地域社会における人権教育・啓発の推進を担う指導者の養成が重要であり、その担い手となる人権啓発リーダーの養成に努めていきます。今後、泉南市人権啓発推進協議会、岸和田人権擁護委員協議会泉南市地区委員会、一般社団法人泉南市人権協会、泉南市事業所人権推進連絡会、泉南市人権教育研究協議会、泉南市在日外国人教育研究協議会と連携して、さまざまな市民が人権尊重のまちづくりにむかって、地域の中で指導者としての役割を果たすことができるよう、育成のための取組を推進していきます。（別図②）

また、市民が日常的に生活の場で人権の課題について考える機会をより多くもつためにも、人権講座修了生による自主グループの中から人権啓発リーダーを育成し、人権啓発リーダーの参画のもと企画・運営していくシステムの構築をめざします。

（４）市民の主体的な人権教育・啓発活動に関する促進

人権問題の課題解消に向けた取組は、行政が担う人権施策はもとより、市民・関係団体自らの取組、行政施策への理解と協力が必要です。また、市民が人権に関心を持ち、市民一人ひとりが自らの課題として自主的・主体的に努力していくことが重要であります。

本市においては、市民の人権意識の確立と高揚を図り、全ての人の人権が尊重される豊かなまちづくりの実現に寄与するために、泉南市内の人権啓発活動に取り組む各種団体による積極的な活動を日々展開しています。今後は、より効果的な人権施策の推進に向けて、団体の組織や機能が充実するよう部分的な協力ではなく、企画立案から、実行、評価、修正過程に至るまですべての段階において、市民等との協働で取り組んでいきます。

（５）人権教育・啓発活動に関する情報収集・提供機能の充実

人権教育・啓発は、行政や学校だけでなく、家庭・地域・企業・市民団体・NPO等さまざまなところで対象者やニーズに応じてあらゆる機会を通して実施されることでよりその効果を高めることができます。人権教育・啓発の充実を図るためには、人権問題に関する知識や手法、講師や教材・プログラム、事例集等のあらゆる情報が適切に提供できるように努めます。また、社会状況の変化に伴い、人権問題はより多様化・複雑化しており、インターネットに関する人権問題をはじめとした新たな人権問題も生じていることから、さまざまな情報媒体を駆使し、幅広い情報収集・提供の充実に努めていきます。

そのために、市民交流センターについては、人権尊重のまちづくりのための住民交流の促進、人権教育と人権に関する情報の発信、人権尊重の理念をふまえた生涯学習、学びを通しての社会参加など、市民交流の活動拠点としてさらなる充実に努めます。

２．人権擁護に関する施策

人権教育・啓発活動により人権意識の高揚に努めるとともに、市民が自立や社会参加を通じて、自己実現を図ることができるよう支援します。

また、人権侵害を受けた人、または受けるおそれのある人に対しては、啓発活動だけでなく、支援・救済機能の充実の観点が必要であり、幅広い個人や組織との連携により、人権擁護の充実を図ります。

〔視点〕

◎人権侵害につながる問題に直面した市民が、主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう、支援がなされること。

◎市民一人ひとりの自己実現のための主体的な取組が尊重され、促進されること。

◎人権にかかる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、解決方策について身近な場・人に相談できること。

◎人権侵害を受けた人、または受けるおそれのある人が、迅速に適切な保護・救済を受けることができること。

◎人権侵害を予防するための取組がなされること。

〔施策の方向〕

（１）市民の主体的な判断・自己実現の支援

市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、解決のための手立てを探し出し助言をしながら、主体的に判断して解決できるよう、各種の相談機関や人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供します。

さらに、市民が自立や社会参加を通じて、自己実現を図ることができるよう支援するため、必要な支援情報の提供やエンパワメントのための施策を推進します。

（２）人権に関わる総合的な相談窓口の整備と充実

人権侵害に関わる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、市民が身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

本市においては人権に関わる総合的な相談窓口としての人権相談を実施してきましたが、人権に関わる相談には個別性、専門性のある内容も少なくないことから、人権に関する幅広い相談に対応できるように、各窓口間や庁内部局、さまざまな相談機関との全体的な調整を図る機能を充実させる必要があります。さらに、相談を通じて人権課題の現状を、課題解決のための課題を把握し、問題解決機能の向上を図る必要もあります。そして、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、きめ細やかな対応を行うことが大切です。

また、関係機関や当事者団体の協力を得て、人権に関わる施設での相談機能の充実や、各種相談機関の相談員等の知識・技能向上を図る必要があります。

（３）人権救済・保護システムの充実

人権侵害を受けた人、または受けるおそれのある市民については、それぞれの相談窓口から個別の施策や人権救済機関へつなぐなどにより、それぞれの事案に応じた柔軟な対応を図ることが必要です。

本市においては、自立生活を営むうえで、援助を必要とする市民を支援するため、さまざまな施策を実施することにより、市民の権利擁護や人権侵害の予防を図っていくことも必要です。

また、人権救済・保護システムの充実を図るために、行政機関及び被害者救済、保護に向けた活動を行っているNPO等や市民団体と、相互の連携・協働を図ります。

IV. 人権施策の推進について

人権行政は、特定の部局だけが実施するものではなく、あらゆる行政分野において遂行していくものであり、職員各々が日常業務において関係法令・条例・要綱などの趣旨・目的に沿って実施するとともに、これらすべてを人権の視点から検証し、また必要に応じて改善・工夫を行っていくことが重要です。そうした企画・運営の体系を構築しなければなりません。

したがって、本市の人権行政の基本理念を実現していくにあたり、すべての行政運営の過程において「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現」、「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」を基礎にした行政施策を展開するとともに、人権行政基本方針に沿った人権施策を着実に推進するため、具体的な推進プランを策定し、プランに沿った事業について年度ごとに評価、検証及び改善といった進捗管理を徹底して行うことにより実効性のある事業の推進に努めます。（別図③）

また、社会情勢や価値観の変化に伴い、新たな人権問題が発生した場合は、これに的確に対応するため、必要に応じて、人権行政基本方針の見直しを行うこととします。

1. 人権行政推進のための体制

1998（平成10）年に泉南市人権条例の趣旨に基づき、人権政策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を本部長とする「泉南市人権政策推進本部」が設置されています。

人権政策推進本部では、各組織の調整機能を有機的に活用するため、啓発部会、研修部会、調査部会、専門部会における構成委員が連携・協力のもとに、人権問題の実情を踏まえ、施策の企画・調整・点検等を行い、それぞれの分野における人権施策を積極的・効果的に推進していきます。

また、泉南市人権条例に基づく、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として「泉南市人権尊重のまちづくり審議会」が設置されており、本市が取り組む人権施策に、幅広く市民の意見が反映されるように努めています。

2. 法務局、大阪府、他市町村及び公益法人等との連携

人権施策を効果的に推進するには、法務局、大阪府、他市町村、一般財団法人大阪府人権協会及び一般社団法人泉南市人権協会などの公益法人等との連携は不可欠であり、市が実施する施策及び広域的に実施する施策などに応じて、連携強化を図りながら推進します。また、そのためには、それぞれが保有する人権教育啓発活動の推進に必要な情報を共有することが必要であることから、これまで以上に情報共有化の機会の拡充等、連携強化を図ります。

3. 人権に関わる市民団体や企業、学校、NPO 等との連携と協働

近年、社会のあらゆる分野で自主的なボランティア活動が活発に行われています。人権行政を推進する観点から、地域社会において自発的に活動する市民団体や企業、NPO 等ボランティア団体との連携・協働が重要です。

こうした状況を踏まえ、ボランティアが安心して地域に密着した活動ができるように、積極的に活動や交流の場、情報などの提供を行います。また、人権に関わる市民の自主的なボランティア活動を促すために、事業の企画・実施や連携・支援等を通して全ての市民の自己実現を図りながら、地域の草の根的な人権活動の活性化を推進します。

あわせて、市民団体の育成や NPO 等、ボランティア等のネットワークづくりも視野に入れた取組を行っていきます。

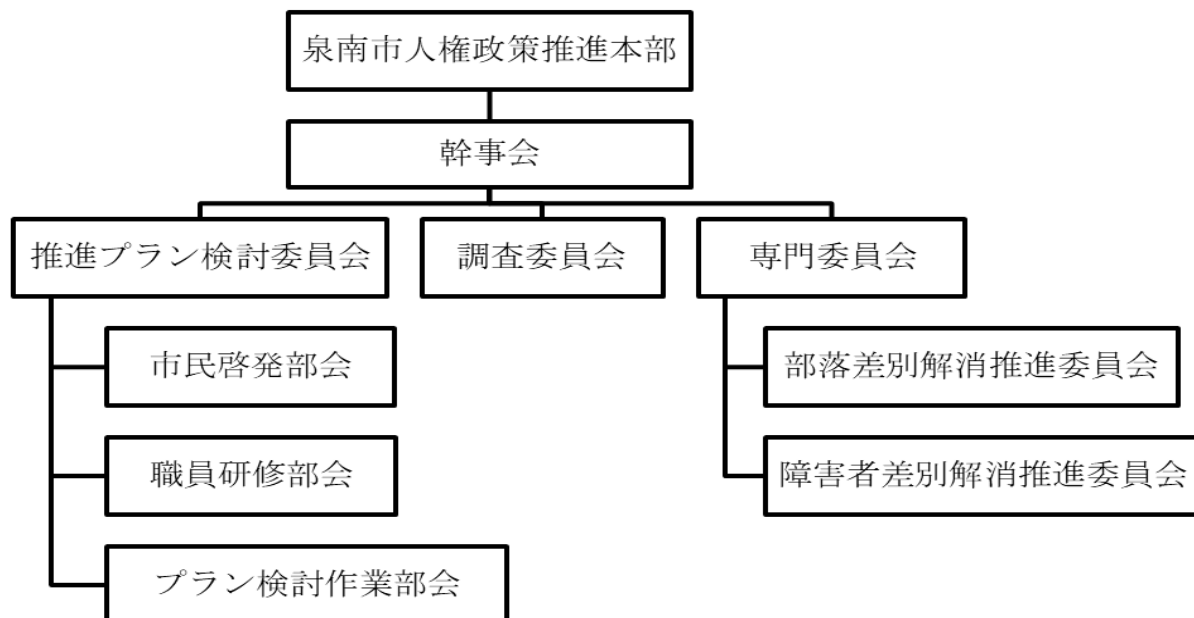
また、本市では、人権啓発活動に取り組む各種団体が、人権問題についての共通認識のもと、あらゆる差別の撤廃という普遍的課題の解決に取り組むため、すべての市民の人権が保障され、安心して、明るく住みよい地域社会づくりの実現のため、人権啓発の推進を図ることを目的に泉南市人権問題連絡会が設置されています。(別図②)

今後も、市民、学校、事業者及び行政が連携を深めながら、地域の実情に応じた幅広い視点にたって人権教育啓発活動の取組を推進していきます。

別図①

泉南市人権政策推進本部組織図

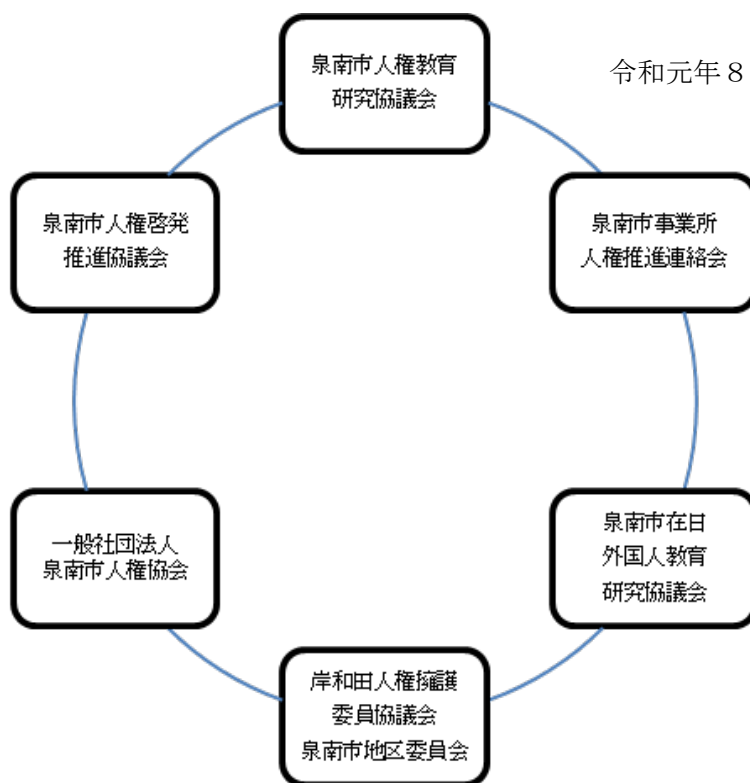
令和元年 8 月 1 日現在



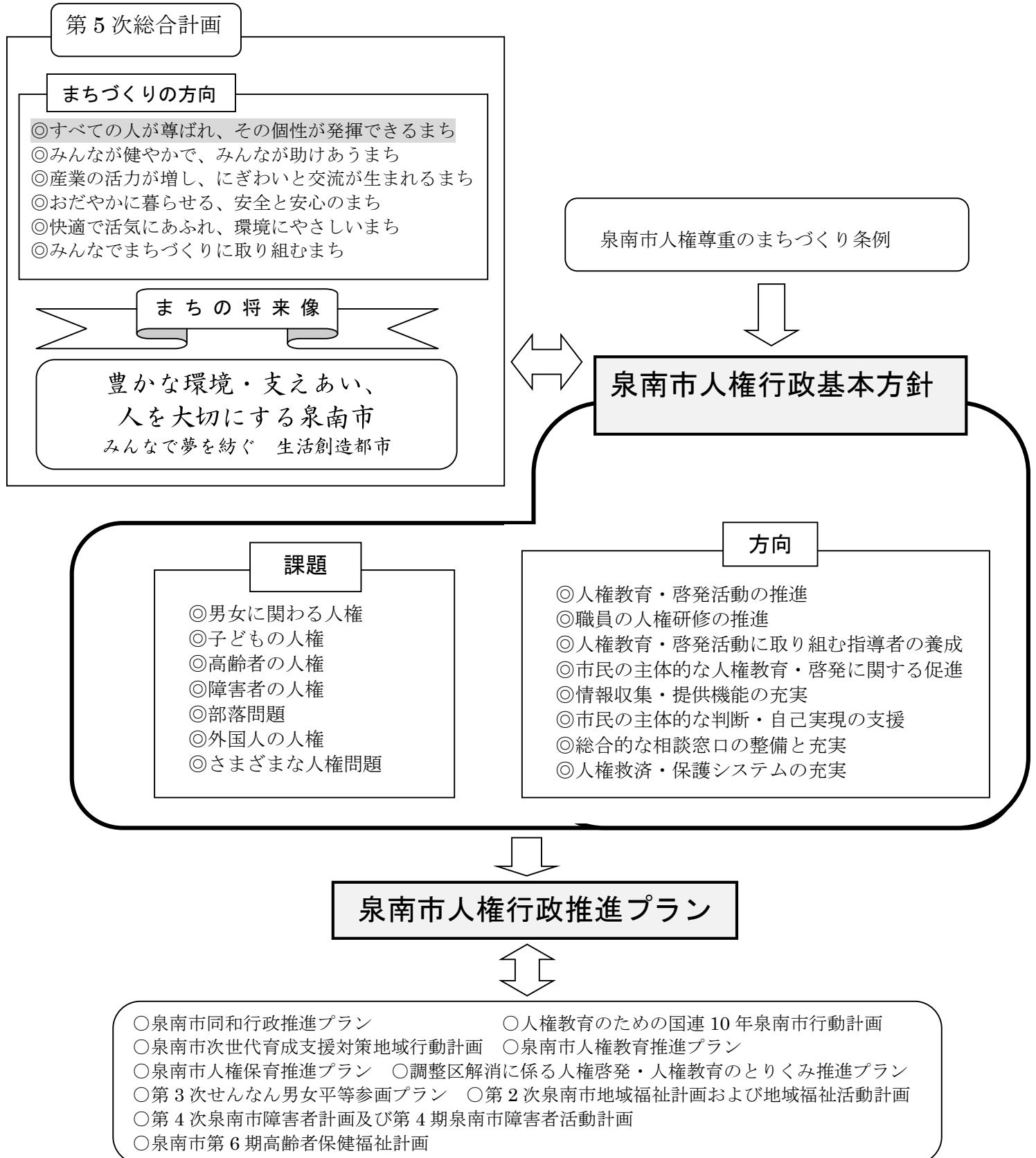
泉南市人権問題連絡会

別図②

令和元年 8 月 1 日現在



泉南市人権行政基本方針と第5次泉南市総合計画ならびにその他計画との位置づけ



泉南市における人権に関する主な諸条例・方針・プラン

1995（平成 7）年	泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例
1998（平成 10）年	泉南市同和行政基本方針
2000（平成 12）年	人権教育のための国連 10 年泉南市行動計画 泉南市同和行政推進プラン
2005（平成 17）年	泉南市次世代育成支援対策地域行動計画
2006（平成 18）年	泉南市人権保育基本方針
2008（平成 20）年	泉南市人権教育基本方針 泉南市人権教育推進プラン 泉南市人権保育推進プラン
2011（平成 23）年	泉南市男女平等参画推進条例 調整区解消に係る基本方針 調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみ推進プラン
2012（平成 24）年	泉南市男女平等参画都市宣言 泉南市子どもの権利に関する条例 泉南市自治基本条例 第 3 次せんなん男女平等参画プラン 第 2 次泉南市地域福祉計画および地域福祉活動計画
2013（平成 25）年	第 5 次泉南市総合計画
2015（平成 27）年	第 4 次泉南市障害者計画及び第 4 期泉南市障害福祉計画 泉南市第 6 期高齢者保健福祉計画
2017（平成 29）年	泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部改正により、泉南市人権尊重のまちづくり条例に名称変更

<作表にあたって>

※1…泉南市人権条例が制定された 1995 年以降の内容を記載

※2…改訂のあったものについては、最終改訂の名称を記載